

## ■議会とは

議会は、直接選挙によって選ばれた議員が、住民を代表して、執行機関を監視し、日常生活に直結する政策課題等について、本会議における質問、質疑や委員会での審査、調査などの活動を行い、多数の議員の眼でそれぞれ異なった立場から論議し、ものごとを解決する場であり、住民の立場に立って自治体の政策を決定し、住民生活の向上と地域の発展に貢献することをその本来の使命としています。

## ■議会改革の視点

この改革の目指すところは、決して手法の改革ではなく、実質的に議会の権能を再吟味し、これからの中津市議会が地域主権改革の中で、住民の代表として住民の負託に、より真摯に応えるため、真にあるべき二元代表制の姿をとらえ直し、議事機関として担うべき役割を明らかにし、議員全員がその認識を共有することにより、議会そして議員の本来の責務を果たし、高めていこうとするものです。  
今後、このマニフェストのより具体的な検討に入りますが、決定した事項や内容、項目の追加等は、その都度、ホームページ等で更新していきます。

議会本来の役割を果たすために

## 二元代表制の確立



議会が執行部側との緊張関係を保持し、政策立案、監視など議会に期待される機能を十分に果たす！！

開かれた信頼のある議会

行動する議会

創る議会

## 行動計画

1. インターネット配信を始めます。(議会広報委員会で検討)  
(6月議会より本会議の映像をインターネットで配信。市民等からの意見があれば開示し、今後検討していきます。)
2. 議会広報の充実を図ります。(議会広報委員会で検討)  
(特に「議会だより」の改善を図り、報告から情報発信へ転換します。)
3. 情報の共有化に努めます。(議会運営委員会で検討)  
(議長(副議長)の行動報告、必要により、会派会長会及び議会運営委員会の協議内容を、定例議会初日の全員協議会で行うことに決定しました。)
4. 指定管理者の指定のあり方を検討します。  
(会派会長会及び議会運営委員会で検討)  
(議員が役員若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員並びに配偶者等が役員をしている団体は、指定管理者の指定を辞退すべきとの方向で会派会長会において決定し、議員政治倫理条例にどのように盛り込むかどうかは、今後、議会運営委員会で十分検討していきます。)
5. 市議会議員の政治倫理に関する条例の見直しを検討します。(議会運営委員会で検討)  
(議員の有罪確定後の措置として、公職選挙法により失職する場合を除き、議長は議会に諮り辞職を勧告する規定を入れるかどうかは、今後検討していきます。)

1. 各種団体との意見交換会を開催します。  
(特に議会活性化、議会運営について、各種団体協議会等の代表者との意見交換会を今後、必要に応じ開催することに決定しました。)
2. 政策研究会の設置を検討します。  
(会派を超えて、市政の課題を研究する任意の研究会の設置を検討します。)
3. 記者会見を開きます。  
(議長が必要に応じて会見することに決定致しました。)
4. 議長(副議長)と各常任委員会委員長、各会派の代表者、新人議員との意見交換を行います。  
(議長(副議長)が必要に応じて実施します。)

1. 積極的に議会として行政に提言します。(議会運営委員会で検討)  
(議員提案から議会提言へと格上げ等を、今後検討していきます。)
2. 積極的な議員間での討議を進めます。(議会運営委員会で検討)  
(本会議、委員会における議員間の自由討議を試行します。)
3. 質問、質疑の充実を図ります。(議会運営委員会で検討)  
(本会議、委員会における質問、質疑内容の充実)
4. 議会運営委員会の充実を図ります。(議会運営委員会で検討)  
(議会運営の在り方、議長の諮問機関としての調査・研究)
5. 常任委員会の充実を図ります。(各常任委員会で検討)  
(慎重なる審査及び事務調査権の発動等)
6. 議員定数の見直しを検討します。(議会運営委員会で検討)  
(議員定数調査会を設置し、今後検討していきます。)
7. 議事日程の改革を行います。(議会運営委員会で検討)  
(現行の日程どおり、議案質疑を先に行うことに決定しました。)
8. 独自の議決すべき事項を検討します。(委員会で検討)  
(地方自治法第96条第2項)
9. 専門的事項に係る調査に学識経験者を活用します。  
(議会運営委員会で検討)  
(地方自治法第100条の2)
10. 常任委員会の議案提案権を活用します。  
(各常任委員会で検討)  
(地方自治法第109条第7項)
11. 議長の役職を見直します。(会派会長会で検討)  
(指定管理の福澤旧邸保存会、社会福祉協議会の役職は辞任することに決定しました。)